

史跡澁野丸山古墳保存整備基本計画

徳島市教育委員会

2017

目次

第1章 基本計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画策定にいたる経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画策定の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 委員会の開催内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 上位計画・関連計画における本計画の位置づけ・・・・・・・・ 6

第2章 渋野丸山古墳の概要と周辺環境

- 1 史跡指定地の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 渋野丸山古墳に関する調査・研究・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 整備基本計画

- 1 整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 保存整備・活用に向けた調査計画・・・・・・・・・・・・ 21
- 3 墳丘の保存・復元に関する計画・・・・・・・・・・・・ 22
- 4 管理・便益施設および園路に関する計画・・・・・・・・・・・・ 27

第4章 史跡の維持管理および運営計画

- 1 維持管理の方針と体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 2 き損および現状変更に対する方針・・・・・・・・・・・・ 34

第5章 活用計画

- 1 活用の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 2 活用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第6章 事業計画と将来的な展望

- 1 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 2 将来的な展望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第1章 基本計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

徳島市渋野町に所在する渋野丸山古墳は、5世紀前半に築造された全長105mの前方後円墳である。墳丘規模は徳島最大、四国地方でも第2位で、前方部・後円部ともに三段から成る。盾形を意識した周濠、埴輪列、造出をもつ前方後円墳としては県内唯一であり、阿波の古墳時代の政治・社会的状況を考える上では非常に重要である。

渋野丸山古墳は、大正年間からその存在を知られながらも、一時は開発行為の危機にさらされ、住民運動によって守られてきた経緯がある。徳島市では平成11(1999)年から範囲確認のための発掘調査を開始し、平成21(2009)年に国の史跡に指定された。平成19(2007)年に策定された徳島市の第4次総合計画においても、文化・芸術振興の環境づくりのなかに「渋野丸山古墳の保存と活用」が重点事業として位置づけられている。これらを受けて、徳島市では古墳を地域の共有財産として次世代に確実に継承していくために、学識経験者および地元代表によって構成された史跡渋野丸山古墳保存管理計画検討委員会を設置し、パブリックコメントを経て平成24(2012)年に保存管理計画を策定した。以後、古墳の保存管理方法や史跡内の土地利用についての基準、公有化計画についてはこの計画で定めた方針に基づき進めていく。その後、一部追加指定が行われ、古墳の大部分が史跡に指定されたことなどを受けて、古墳の公有化事業と並行して整備活用を具体的に進めていくための保存整備基本計画を策定することとなった。

本計画の目的は、保存管理計画における整備の基本構想のなかで定めたように、史跡渋野丸山古墳の遺構と周辺景観を保護するとともに、その本質的価値を顕在化するための整備方針、そして広く一般に公開し活用していくための指針を示すことにある。

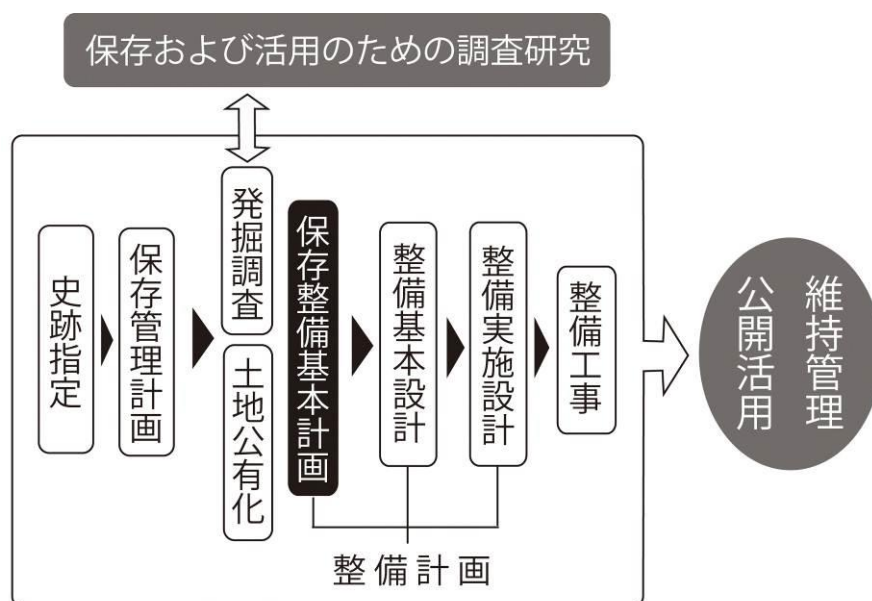


図1 保存整備事業の概念図

2 計画策定にいたる経緯

大正 4 (1915) 年 開墾中に地権者により発見され、郷土史家が前方後円墳であると認定する

昭和 28 (1953) 年 新宮塚古墳・天王の森古墳・花折塚古墳・マンジョ塚古墳とともに「渋野の古墳」として県の史跡に指定される

昭和 63 (1988) 年 後円部東側にあった家屋の建替工事が計画され、発掘調査が行われる。家屋建替工事がきっかけに渋野丸山古墳を守る会が結成される

平成 2 (1990) 年 守る会の保存運動による寄付金で建替予定地が買収され、市に寄贈される

平成 3 (1991) 年 寄贈された土地が県史跡に追加指定される

平成 11 (1999) 年 古墳の範囲確認のための発掘調査がはじまる (～平成 17 年度)

平成 18 (2006) 年 発掘調査報告書の刊行

平成 21 (2009) 年 渋野丸山古墳が国史跡に指定される

〔 指定答申日 平成 20 年 11 月 21 日、告示日 平成 21 年 2 月 12 日
指定面積 7593.18 m² (公簿) 〕

平成 24 (2012) 年 保存管理計画策定、古墳の一部が史跡に追加指定される

〔 指定答申日 平成 24 年 6 月 15 日、告示日 平成 24 年 9 月 19 日
追加面積 372.50 m²、合計指定面積 7965.68 m² (公簿) 〕

平成 25 (2013) 年 史跡渋野丸山古墳調査整備検討委員会が発足する

平成 26 (2014) 年 整備に向けた発掘調査および用地取得がはじまる

3 計画策定の体制

保存整備基本計画の策定に際しては、史跡渋野丸山古墳調査整備検討委員会および文化庁文化財部記念物課、徳島県教育委員会教育文化課の指導助言を受け、徳島市教育委員会社会教育課がその事務を行った。検討委員会の構成については次のとおりである。なお、括弧書きのない委員の所属は平成 28 年度のものである。

委員長	大久保 徹也	徳島文理大学文学部文化財学科教授
副委員長	岩崎 正夫	前徳島市文化財保護審議会委員長 (～平成 27 年度)
委員	高島 芳弘	前徳島県立博物館館長
委員	清家 章	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授
委員	中村 豊	徳島大学ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部准教授
委員	下條 敏也	渋野町内会会長
指導助言	内田 和伸	文化庁文化財部記念物課文化財調査官 (～平成 25 年度)
	中井 將胤	文化庁文化財部記念物課文化財調査官 (平成 26 年度)
	五島 昌也	文化庁文化財部記念物課文化財調査官

	早瀬 隆人	徳島県教育委員会教育文化課課長補佐
	小笠原 賢	徳島県教育委員会教育文化課（平成 24 年度）
	林 賢彦	徳島県教育委員会教育文化課社会教育主事（平成 25・26 年度）
	岡田 圭司	徳島県教育委員会教育文化課主任主事（平成 27 年度）
	島田 豊彰	徳島県教育委員会教育文化課社会教育主事
事務局	松平 芳典	徳島市教育委員会社会教育課長（～平成 26 年度）
	西名 武	徳島市教育委員会社会教育課長
	杉本 正春	徳島市教育委員会社会教育課長補佐（～平成 25 年度）
	建島 美穂	徳島市教育委員会社会教育課長補佐
	勝浦 康守	徳島市教育委員会社会教育課担当課長補佐兼文化財係長
	三宅 良明	徳島市教育委員会社会教育課主任主査兼係長
	宮城 一木	徳島市教育委員会社会教育課文化財係主事
	西本 沙織	徳島市教育委員会社会教育課文化財係主事

4 委員会の開催内容

【第 1 回】

平成 25 年 2 月 7 日（木）13:00～ 徳島市役所 教育委員会室

- ・ 渋野丸山古墳の概要説明
- ・ 現地見学

【第 2 回】

平成 25 年 3 月 9 日（火）13:30～ 渋野公民館

- ・ 調査計画の検討
- ・ 現地見学

【第 3 回】

平成 25 年 7 月 19 日（金）13:00～ 徳島市役所 401 会議室

- ・ 整備基本計画の検討

【第 4 回】

平成 26 年 2 月 27 日（木）13:30～ 渋野公民館

- ・ 発掘調査指導
- ・ 整備基本計画の検討

【第 5 回】

平成 26 年 6 月 27 日（金）13:00～ 徳島市役所 801 会議室

- ・ 整備基本計画の検討
- ・ 調査計画の検討

【第6回】

平成26年12月5日（金）13:30～ 徳島市役所 801 会議室
・整備基本計画の検討

【第7回】

平成27年2月23日（月）13:00～ 渋野公民館
・発掘調査指導

【第8回】

平成27年8月10日（月）13:30～ 徳島市役所 801 会議室
・整備基本計画の検討

【第9回】

平成28年2月15日（月）13:30～ 渋野公民館
・発掘調査指導
・整備基本計画の検討

【第10回】

平成28年8月8日（月）13:00～ 徳島市役所 801 会議室
・整備基本計画の検討

【第11回】

平成28年11月11日（金）13:00～ 渋野公民館
・発掘調査指導
・調査計画の検討

【第12回】

平成29年3月2日（木）13:00～ 中央公民館 304 会議室
・整備基本計画の検討



写真1 委員会開催風景

史跡渋野丸山古墳調査整備検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 史跡渋野丸山古墳（以下「渋野丸山古墳」という。）の調査および整備活用に関する計画の策定について必要な事項を検討するため、渋野丸山古墳調査整備検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 渋野丸山古墳の調査に関すること。
- (2) 渋野丸山古墳の整備に関すること。
- (3) 渋野丸山古墳の活用に関すること。
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第3条 委員会は、学識経験者等による専門委員8名以内をもって構成する。

2 専門委員は、考古学及び文化財、史跡整備に関し専門的知識を有する者及び地元有識者のうちから、徳島市教育委員会教育長が選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成25年2月1日から第1条の目的の達成までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときにその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて専門的知識を有する者に会議への出席又は文書で意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の事務局は、徳島市教育委員会社会教育課に置く。

2 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

5 上位計画・関連計画における本計画の位置づけ

史跡渋野丸山古墳の保存整備を行うためには、徳島市の最上位計画である「徳島市まちづくり総合ビジョン」及び関連する諸計画の内容と目的を理解した上での計画策定が必要である。

渋野丸山古墳の所在する多家良地区は徳島市の南部に位置し、周囲を山地・丘陵地に囲まれた農村地域で、全域が市街化調整区域となっている。面積は 38.70 k m²と徳島市全体の約 2 割を占める。平成 28 年 6 月 1 日の人口は 6,654 名で、人口密度は 175 名 (人/k m²) と徳島市全体の平均 (1,344 名) を大きく下回っている。これまでの諸計画においても、多家良地区は豊かな自然と歴史文化資源、田園環境などの資源を保全し、これらを活かした魅力あるまちづくりを目指す地区として描かれている。また、多家良地区は八万・勝占地区と隣接しており、特に近接した渋野町や丈六町の住民にとって八万・勝占地区は生活圏内である。八万・勝占地区は自然や文化遺産に恵まれ、文化の森総合公園などの大規模公共施設が立地し、今後広域道路の整備などによって交通利便性の向上が期待されている地区である。このように、豊かな自然環境や文化遺産、大規模公共施設を活用した体験の場づくりの推進が将来のまちづくりの基本となっている両地区の特徴を理解したうえで、渋野丸山古墳の整備活用について検討していきたい。

(1) 徳島市まちづくり総合ビジョンにおける位置づけ

平成 29 (2017) 年 3 月に徳島市の行政全般にわたる最上位計画となる「徳島市まちづくり総合ビジョン」が策定された。この計画では目指すまちの姿を「笑顔みちる水都 とくしま」と定めたうえで、『つなぐ』まち・とくしま、『まもる』まち・とくしま、『おどる』まち・とくしまという 3 つのまちづくりの基本目標を定めた。そして、今後 10 年間 (平成 29~38 年) で特に優先的に取り組むべき 9 つの基本政策を設定した。このうち、豊かな自然や歴史文化の魅力が内外から広く・深く認められた『おどる』まち・とくしまの実現に向けた基本政策“まちがおどる”においては、長い歴史に培われた様々な文化財の価値を多くの市民と共有し、次世代へ継承するために、適切に保護するとともに、市民がさまざまな機会に文化財に接することができる環境を創出し、積極的に活用することで文化財を活かしたまちづくりを推進するとしている。

徳島市まちづくり総合ビジョンの施策別行動計画における「文化財の保存と活用」の項目には史跡・文化財建造物の保存と活用が取組方針として挙げられている。このうち、「渋野丸山古墳の保存と活用」についても史跡徳島藩主蜂須賀家墓所や史跡徳島城跡、重要文化財三河家住宅の保存と活用と共に重点事業として挙げられている。ここでは、渋野丸山古墳の土地公有化を図るとともに保存整備計画を策定し、計画に基づき整備事業を行い、地域住民との連携による活用を推進し地域の特性を活かしたまちづくりを進めることが事業概要とされている。

(2) その他諸計画との関係

①徳島市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、都市計画法に規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、市町村が定める個別都市計画の指針となるものである。

徳島市では平成 11 (1999) 年 3 月に徳島市総合計画に即して「都市計画の基本方針：都市計画マスタープラン」を策定し、計画的な都市づくりに取り組んできた。その後、目標年次に達したことや、平成 19 (2007) 年に「第 4 次徳島市総合計画」が策定されたことを受けて、平成 24 年に改訂が行われた。



図 2 多家良地域まちづくり構想図 (『徳島市都市計画マスタープラン』平成 24 年 3 月)

都市計画マスタープランにおいては、渋野丸山古墳の位置する多家良地域の特徴として、山地・丘陵地に囲まれた農村地域で、自然資源や歴史文化資源に恵まれているだけでなく、観光レクリエーション拠点として総合動植物公園が整備されていることなどが挙げられている。まちづくり方針として、土地利用や水と緑の環境という観点から農村環境を保全し市街化を抑制することや、農地や河川・歴史遺産を保全し活用することが挙げられている。また都市景観の方針としては、自然景観の保全を基本として農村環境や河川環境を活用した景観づくり、犬飼農村舞台や丈六寺周辺など地域の代表的な歴史文化ゾーンの景観づくりを推進する方針などが主に挙げられている。

②徳島市緑の基本計画

緑の基本計画は、都市緑地保全法に基づき、徳島市が目指すべき将来の緑のあり方やその実現方法をまとめた計画として、平成 14（2002）年 3 月に策定された。



図3 将来像図（『徳島市緑の基本計画』より）

本市では市街地北部を流れる吉野川と南西部の山地によって形成される大きな緑地軸を骨格として、多くの河川や臨海部の水辺、眉山等の独立丘陵、歴史・文化遺産などが一体となって都市環境を形成している。計画方針としては大きく「緑の環境を守り、活かす」、「緑の拠点をつくる」、「緑を広める」の三点が挙げられており、里山や市街地周辺の河川の保全、緑の拠点施設の整備、緑地の確保、公共施設や民有地の緑化の促進などを行政と市民とが協働で図ることが目標とされている。計画内では、地域の「古墳林」や「鎮守の森」が景観要素のうち点を構成する自然的・歴史的景観資源として挙げられているほか、渋野丸山古墳近隣にある植物園が緑の拠点施設とされている。

(3) 史跡渋野丸山古墳保存管理計画

徳島市では渋野丸山古墳を地域の共有財産として次世代に確実に継承していくために、学識経験者および地元代表で構成された史跡渋野丸山古墳保存管理計画検討委員会を設置し、平成 24 (2012) 年 6 月に「史跡渋野丸山古墳保存管理計画」を策定し、古墳の保存管理方法や史跡内土地利用の基準を定めた。また、保存と活用のため史跡指定地の公有化を進める方針を示した公有化計画については、保存管理計画のなかで史跡内を地区分けした上で方針を定めており、現在この基準に従って保存管理および公有化が進められている。また、保存管理計画内では古墳と周辺環境の保全を基本に、幅広い世代の学習に役立つ場をつくること、地域のシンボルであり住民の交流の場となるような整備を目指している。そして、市民参加による史跡の整備活用の機会づくりや、史跡や周辺施設のネットワーク形成によって地域活性化が活用構想として示されている。

以上のように、確実な保存管理とそれに続く整備活用を実現するために策定された保存管理計画は、整備活用事業の内容およびその手法、課題についてまとめた整備計画の前段階の計画である。整備計画では、保存管理計画における整備活用構想を展開、具体化するものとし、将来的には両計画が相互に補完し連携し合うものとする。

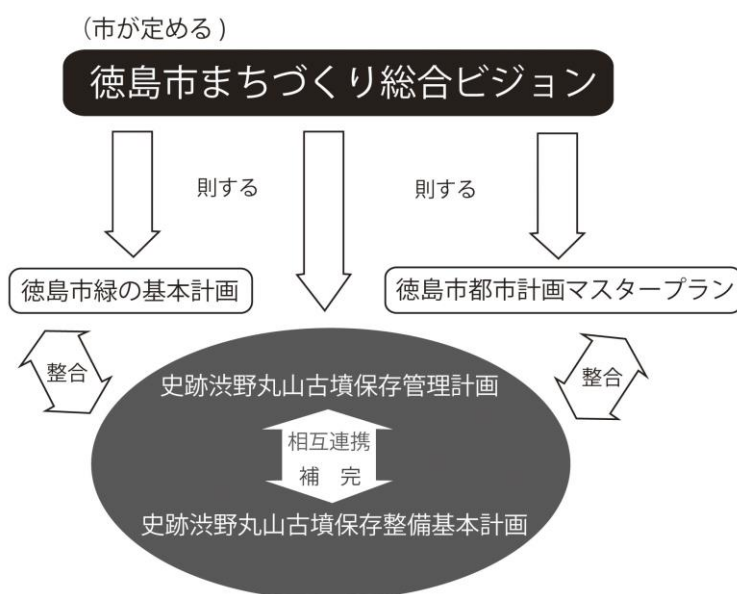


図4 保存整備基本計画の位置づけ

第2章 渋野丸山古墳の概要と周辺環境

1 史跡指定地の概要

指定日	平成21年2月12日 平成24年9月19日(追加指定)			
名称	渋野丸山古墳(シブノマルヤマコフン)			
所在地	徳島県徳島市渋野町三ツ岩 1番1、1番2、1番3、1番4、1番5、1番6、1番7、1番8、1番9、1番10 2番3、2番4、2番7、2番9、2番13、3番、4番1、4番2、5番1、5番2、7番、220番、221番1、221番2 222番1、222番2、222番3、222番4、222番5、223番1、223番2、223番3、223番4、223番5、223番6 224番1、224番2、徳島県徳島市渋野町学頭 46番、48番1、48番2、49番1、49番3、49番4 上の地域に介在する道路敷及び水路敷、徳島県徳島市渋野町三ツ岩5番1と同6番に挟まれるまでの水路敷を含む。			
指定面積	7965.68㎡(公簿)			
官報告示	平成21年2月12日付 文部科学省告示第 6号 文部科学大臣 塩谷 立 平成24年9月19日付(追加指定) 文部科学省告示第151号 文部科学大臣 平野 博文			
管理団体	徳島市 (指定年月日 平成21年3月12日付け 文化庁告示第9号)			
	調査日程	調査内容	調査目的	調査主体
調査経歴	①昭和43(1968)年8月20日～30日	測量調査	基礎研究	徳島考古学研究グループ
	②昭和63(1988)年3月～4月	発掘調査	家屋建築に伴う事前調査	徳島市教育委員会
	③平成11(1999)年6月15日～7月5日	発掘調査	周濠の範囲確認	徳島市教育委員会
	④平成13(2001)年2月27日～3月30日	発掘調査	後円部の範囲確認	徳島市教育委員会
	⑤平成14(2002)年1月9日～2月1日	測量調査	墳丘および周辺測量	徳島市教育委員会
	⑥平成14(2002)年11月26日～12月28日	発掘調査	墳丘の範囲確認	徳島市教育委員会
	⑦平成14(2002)年11月11日～11月15日	レーダー探査	範囲確認	奈良文化財研究所
	⑧平成15(2003)年3月16日	電気探査		
	⑨平成16(2004)年4月30日 ～平成17(2005)年3月29日	発掘調査	墳丘、周濠の範囲確認	徳島市教育委員会
	⑩平成17(2005)年5月18日 ～平成18(2006)1月26日	発掘調査	墳丘、周濠の範囲確認	徳島市教育委員会
	⑪平成17(2005)年6月7・8日、7月23・24日	レーダー探査	周濠、埋葬施設等の範囲確認	徳島市教育委員会 (富山大学に委託)
	⑫平成26(2014)年1月6日～3月31日	発掘調査	整備の事前調査	徳島市教育委員会
	⑬平成27(2015)年1月7日～3月13日	発掘調査	整備の事前調査	徳島市教育委員会
	⑭平成28(2016)年1月18日～2月26日	発掘調査	整備の事前調査	徳島市教育委員会
	⑮平成28(2016)年10月4日～12月28日	発掘調査	整備の事前調査	徳島市教育委員会
調査報告	①「渋野古墳群の研究」『徳島考古』第2号 昭和60(1985)年5月 徳島考古学研究グループ ②「渋野丸山古墳」昭和63(1988)年11月『第9回埋蔵文化財資料展 阿波を掘る—最近の発掘調査と古墳の副葬品—』 ③～⑤、⑦～⑪『渋野丸山古墳発掘調査報告書』平成18(2006)年3月 徳島市教育委員会			

2. 渋野丸山古墳に関する調査・研究

(1) 歴史的経緯

渋野丸山古墳は、大正 12 (1923) 年刊行の『勝浦郡志』によると、大正 4 (1915) 年に開墾中の地権者によって発見され、郷土史家により前方後円墳であると認識されるようになったとある。また昭和 27 (1952) 年には地元住民により渋野古墳保勝会が結成され、翌年の昭和 28 (1953) 年には、渋野丸山古墳が周辺の新宮塚古墳、天王の森古墳、花折塚古墳、マンジョ塚古墳とともに「渋野の古墳」として県史跡に指定された。

昭和 63 (1988) 年には当時指定地外となっていた後円部東側にあった民家が建替工事を計画したため、徳島市教育委員会が発掘調査を実施した。当該地は後円部の一部にあたるという調査成果から、徳島市文化財保護審議会が土地の公有化を求める要望書を県教育委員会へ提出したが、受け入れられなかった。これをきっかけに保存運動が起こり、県内の有志らによって「渋野丸山古墳を守る会」が結成された。平成 2 (1990) 年に募金や県民からの寄付によって守る会が当該部分を買上げたのち、翌年土地は徳島市に寄贈され、追加指定と現地への説明板設置が実現した。

平成 11 (1999) 年には古墳南側の市道拡幅および河川付け替え工事が計画されたため、保存協議に向けた見解を得るための発掘調査が行われ、盾形にめぐる周濠の存在が確認された。開発部局との協議の結果、できるだけ南側に車道位置をずらすための設計変更が行われた。これらの協議や調査を進めるなかで古墳の県史跡の範囲が明確にされていないことや、将来的に整備活用を図るための基礎資料が不足していることなどが明らかになり、早急に範囲確認を目的とした測量・発掘調査を行う必要があると判断された。これを受けて、平成 16・17 年度に国・県の補助を受けて長期的な調査を実施した結果、渋野丸山古墳は盾形周濠、埴輪列、造出などを備える徳島県最大の前方後円墳であることがわかった。平成 21 (2009) 年 2 月には国史跡に指定され、平成 24 (2012) 年には保存管理計画を策定した上で現在史跡指定範囲の公有化を進めている。

(2) 渋野丸山古墳の立地と環境

渋野丸山古墳のある渋野町は徳島市内で最も広大な面積を占める多家良地区の北東部に位置する。渋野町は勝浦川下流左岸の西方に位置し、三方向を山塊に囲まれ、その中心を西から東へ多々羅川が流れる扇状地である。渋野丸山古墳は隣接する方上町との境に位置する東西方向の山から南東方向に延びる丘陵先端部を切断して築かれた前方後円墳である。古墳の築造年代は墳丘形状、出土埴輪、土師器などから古墳時代中期前葉に比定される。古墳は墳丘の主軸を東西に向け、墳丘全長 105m、後円部径 69m、前方部幅 59m、くびれ部幅 44m に復元され、南面するくびれ部に造出を付し、南側周濠底からの高さは後円部で 12m、前方部で 10m を測る。周濠は山側を一部省略した盾形周濠で、周濠を含めた全長は 118m を測る。墳丘は前方部・後円部ともに三段築成に復元されるが、現在は古墳北側の谷川から流れ出た土砂により墳丘第一段は完全に埋没している。徳島県内では最大の前方後円墳で、四国でも富田茶臼山古墳(香川県さぬき市)に次ぐ第二の規模を誇る。



図5 渋野丸山古墳と周辺古墳

渋野丸山古墳の周辺には、未盗掘の埋葬施設をもつと考えられるマンジョ塚2号墳をはじめ、箱式石棺が発掘された新宮塚古墳、円墳と考えられる天王の森古墳などが古墳群を形成している。

(3) 渋野丸山古墳の構造

発掘調査の結果、外表施設としては墳丘斜面に葺石、第1段および第2段に円筒埴輪列がみられることがわかった。南側のくびれ部には方壇形の造出が確認されたが、北側には設置されていないことも判明した。周濠は幅4～13mを測り、南側では盾形を呈すが、北側は背面の丘陵に制約されたためか墳丘の外側に沿い、周濠全体としては左右非対称である。さらに南側で確認された周濠は北側くびれ部付近の丘陵岩盤で収束し完周しない。また前方部北側の崖面には、墳丘に沿って等高線の密な部分がみられることから、周濠を意識して自然地形を整形した可能性もある。現在、周濠南側は平坦な果樹畑となっており、北側は竹林化し墳丘に沿って凹地がわずかに残っている。葺石は古墳近辺で産出する石英質の結晶片岩製である。北側くびれ部の基底石には長辺が60～70cmの長大な石材を使用しているほか、南側では石材を墳丘と平行になるように横向きに置き、その上に石材の長軸が墳丘に垂直になるように小口を向けて階段状に積むということを繰り返しており、県内では他に見られない特徴的な積み方である。

埋葬施設については発掘調査が行われていないため詳細は不明だが、大正12(1923)年発行の『勝浦郡志』によると、後円部から天井石らしき石材が確認されたとある。後円部上の中心部には現在緩やかにぼみが残っているほか、富山大学によるレーダー探査では深度約1mの地点において、東西主軸の石室と考えられる約5m×2.5mの反応が認められた。またレーダー探査では後円部に盗掘坑と推測される反応も示されている。



図6 これまでの調査区

出土遺物は、家形埴輪・盾形埴輪・蓋形埴輪・甲冑形埴輪・舟形埴輪などの形象埴輪や、円筒埴輪、朝顔形埴輪、土師器が出土したほか、造出部からはミニチュアの小型丸底土器、高杯が見つかっている。円筒埴輪は黒斑と円形の透かし孔をもち、2条3段と3条4段の2種類が見られる。大きさはやや小ぶりで、外面調整にはB種ヨコハケやタテハケが見られる。10種類を超えるヘラ記号が確認されているほか、一部に赤色塗彩を施したものもみられる。これらの特徴から、川西宏幸氏の円筒埴輪編年Ⅲ期に該当し、古墳時代中期前半頃のものとしてされている。

(4) 周辺古墳の概要

①天王の森古墳（県指定史跡『渋野の古墳』）

天王の森古墳は、径23m、高さ3.5～6mの円墳である。墳頂部が神社の社殿建築のために平坦になっており、周囲もコンクリート壁で覆われている。内部主体は不明であるが、社殿の建築の際に天井石が出たという言い伝えもある。出土遺物も伝えられていない。

②新宮塚古墳（県指定史跡『渋野の古墳』）

新宮塚古墳は、渋野丸山古墳の南南東約750mの丘陵先端部に位置する直径12m、高さ約2m（または直径20m、高さ6m）の円墳で、現在は古墳上に神社が建てられている。昭和27（1952）年に箱形石棺が発掘され、副葬品として鏡や玉類、鉄刀・鉄剣などが出土し、現在徳島市立考古資料館に収蔵されている。出土遺物の様相から古墳時代中期の築造と考えられる。

③花折塚古墳（県指定史跡『渋野の古墳』）

花折塚古墳は現在所在地不明となっており、すでに開発によって消滅していると考えられる。1918（大正7）年に発掘され、当時の記録によると径16m、高さ1.7mほどの円墳で、組合式の箱形石棺が内部主体に使われ、『勝浦郡志』によると、石棺の中からは2本の直刀が出土している。

④マンジョ塚古墳（県指定史跡『渋野の古墳』）

マンジョ塚古墳は現状では畑地になっており全壊していると考えられる。径12m程の円墳で、古くは鏡、三鈴、鉄剣などが出土したと伝えられているが、遺物は戦災によって所在不明となっている。他に輪鏝が貼り付けられた馬形埴輪片とメノウ製の勾玉のみが出土品として伝わっている。

⑤マンジョ塚2号墳

マンジョ塚2号墳は、徳島平野南部を流れる多々羅川左岸に位置する丘陵上に築かれた古墳であ

る。平成 11（1999）年に市道拡幅工事に伴い調査を行い、埋葬施設の蓋石を確認した。測量調査の結果、墳形は円墳の可能性が高いと考えられ、マンジヨ塚古墳と同じ尾根続きにあることからマンジヨ塚 2 号墳と呼称されるようになった。平成 21（2009）年には、再度確認調査を行い、墳頂では東西に長さ 4.7m の結晶片岩製の埋葬施設の天井石と考えられる石材が良好に残存していることが判明した。部分的に薄く粘土が残存することや、天井石の隙間に小さい石が詰められている状況などから、未盗掘の埋葬施設であると考えられる。山の斜面を利用してつくられており、盛土が流出しているため墳丘規模はわかりづらいが、平成 11 年度の調査成果ともあわせて全長約 30m 前後の円墳と想定している。両調査では円筒埴輪・朝顔形埴輪・家形埴輪などの破片が出土している。円筒埴輪の形や古墳の立地から見て、渋野丸山古墳など周辺の古墳に前出する古墳時代前期後半に造られたと考えられる。

（5）渋野丸山古墳と園瀬川・勝浦川流域の古墳群

徳島県内では、古墳時代前期に吉野川下流域の徳島市宮谷古墳をはじめとする気延山古墳群や石井町前山古墳群、鳴門板野古墳群と呼称される鳴門市天河別神社古墳群、板野町愛宕山古墳などが築造される。吉野川下流域は弥生時代終末期から供献土器を伴う墳丘墓が造られてきた地域でもある。また、徳島市奥谷 1 号墳や八人塚古墳などは古墳時代前期に阿波・讃岐地域に特徴的な結晶片岩の積石塚であり、吉野川中流域には同様に積石で築かれた三好郡東みよし町丹田古墳がある。吉野川流域では、古墳時代前期後半の鳴門市大代古墳や石井町山ノ神古墳を最後に前方後円墳は見られなくなるが、それ以降も鳴門市の尼塚・カニ塚古墳や阿波市の土成丸山古墳など中規模の円墳は築かれている。

一方、渋野丸山古墳の所在する勝浦川下流域に古墳が出現するのは、古墳時代前期後半頃である。渋野丸山古墳から東に 1 km の丘陵上に所在するマンジヨ塚 2 号墳からは、三角形の透かし穴やタテハケ調整を施された川西編年Ⅱ期に相当する円筒埴輪をはじめ、家形埴輪や蓋形埴輪などの形象埴輪、そして未盗掘と考えられる埋葬施設の天井石が検出された。出土した埴輪の年代観から渋野丸山古墳に前出する古墳時代前期後半頃に築造されたと考えられる。また、勝浦川の北側を東西に流れる園瀬川流域では銅鏡と筒型銅器が出土したと伝わる勢見山古墳や、鍬形石などの腕輪型石製品を多く副葬した円墳の巽山古墳など前期後半の古墳が見られる。続いて古墳時代中期に勝浦川下流域に築造されたのが 100m を超える前方後円墳の渋野丸山古墳である。渋野丸山古墳は尾根を切って低地に巨大な墳丘を築き、周濠、造出、県内では圧倒的な量の埴輪の数、バリエーションの多い形象埴輪をそなえるなど畿内色の強い様相を持つ点からも、県内の他古墳とは隔絶した内容の古墳である。また、渋野丸山古墳から勝浦川を挟んで南岸に位置する小松島市田浦町においても、全国的に希少な金銅製短甲の出土が伝えられている。田浦町では結晶片岩製の長大な竪穴式石室と粘土槨という 2 つの埋葬施設をそなえた前山古墳において仿製の内行花文鏡や鉄器などが出土しているほか、前山遺跡では人物埴輪や蓋形埴輪、石見型埴輪などが出土している。このように、古くから古墳群が連綿と築かれてきた吉野川流域と異なり、園瀬川・勝浦川流域では古墳時代前期後半から古墳群が形成されるようになった地域である。

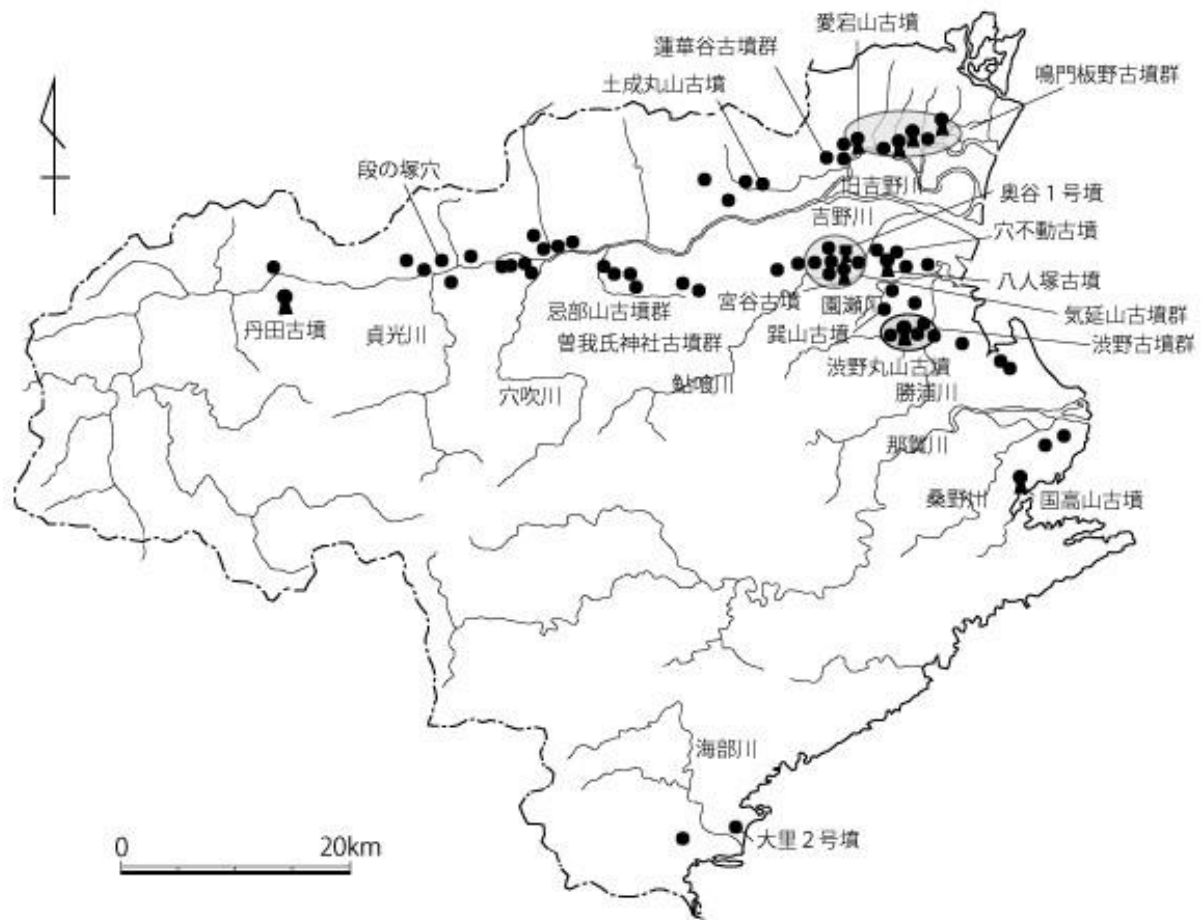


図7 徳島県の主な古墳分布

県内では波野丸山古墳を最後に前方後円墳の造営は終焉を迎える。前方後円墳が造られなくなった一方で、それに前後して結晶片岩を使った箱式石棺を採用した円墳の築造が増加するようになる。波野古墳群内にも小規模な墳丘と箱式石棺の埋葬施設をもつ新宮塚古墳や花折塚古墳（現在消滅）や、主体は不明ではあるが天王の森古墳などが存在する。勝浦川流域全域で見ると、徳島市西須賀町の鶴島山古墳群、丈六町の丈領古墳群など、結晶片岩製の箱式石棺をもつ古墳が多く造られている。また、園瀬川流域でも徳島市八万町の犬山天神山古墳や恵解山古墳群のように、箱式石棺を使用した古墳群が見られる。特に恵解山古墳の1・2号墳は小規模な墳丘ながら三角板鋌留短甲や衝角付甲などの武具や鉄鏃や鉄刀武器など豊富な武器が副葬されている。

このように徳島平野においては前方後円墳が築造されなくなって以降も多くの在り色の濃い古墳が営まれていたことから、この地域が主要河川流域を拠点として発展を遂げていたということがわかる。

古墳時代後期～終末期には、吉野川下流域では徳島市矢野古墳、穴不動古墳などの結晶片岩製の横穴式石室を持つ円墳が築かれるようになる。吉野川中流域では美馬市段の太鼓塚古墳、棚塚古墳などに代表される段の塚穴型と呼称される石柵を持つ特徴的な横穴式石室が造られる。園瀬川・勝

浦川流域では大型の石材を使用した横穴式石室が露出した小松島市弁慶の岩屋古墳や結晶片岩の割石を積んだ横穴式石室が開口した徳島市樋口古墳群などが特徴的な終末期古墳として挙げられる。大正12年の『勝浦郡志』には、渋野丸山古墳西側の八幡神社境内にも羨道の長い横穴式石室が2基あったという記述があるが、現在すでに所在不明となっている。

勝浦川下流域は、古墳時代前期後半から先に述べたような古墳が出現し、このうち圧倒的な規模を誇る渋野丸山古墳が徳島では最後の前方後円墳となる点でも、古墳時代の徳島における社会・政治秩序の画期を考える上で重要な地域である。そして、渋野丸山古墳の被葬者はそれ以前の鳴門・板野古墳群や気延山古墳群などの被葬者とはまた異なった地域基盤を持ち、古墳時代前期後半から中期にかけて畿内とのつながりを強め、勢力をもった集団であることが想像できる。

(6) 古墳時代中期における渋野丸山古墳の評価

渋野丸山古墳は出土埴輪などの編年観から、古墳時代中期前葉に位置づけられ、大阪府仲津山古墳(古市古墳群:全長290m)に近接した時期、ないしは大阪府石津ヶ丘古墳(百舌鳥古墳群:365m)にやや先行する時期の所産と考えられる。また、東部瀬戸内では、香川県富田茶臼山古墳(141m)、兵庫県壇場山古墳(145m)、同池田古墳(140m)などと並行し、畿外では屈指の大きさを誇る前方後円墳でもある岡山県造山古墳(350m)に先行する。前方後円墳がいつそう巨大化し、大阪府誉田御廟山古墳(425m)や同大山古墳(486m)の登場に至る古墳時代中期において、渋野丸山古墳は前方後円墳が最も巨大化する前段階の古墳といえる。

一方で、古墳時代中期には多くの地域で前方後円墳の築造数が目立って減少する。特に前期段階に多くの小型前方後円墳が造られた瀬戸内海東部(播磨灘～備讃瀬戸沿岸及びその後背地帯)ではこの変化が著しい。これらの地域では、古墳時代中期には前期とは対照的に、ごく少数の巨大化した前方後円墳が築かれるようになる。讃岐地域では、富田茶臼山古墳と同時期の前方後円墳は全く存在せず、播磨地域においても壇場山古墳に前後する時期には二、三の100m超級の前方後円墳を数えるに過ぎない。渋野丸山古墳も阿波地域において同様の変化の中で築かれた前方後円墳といえる。

また、この時期の古墳の墳丘形態と付帯施設の特徴にも注目できる。大きく発達した前方部を持ち、全体を三段に築く。墳丘本体のくびれ部に原則として造出を付し、墳丘各所に多種の器財形を含めた埴輪列を巡らす。さらに全体を盾形の周濠で囲み、その外縁に陪冢を持つ古墳も少なくない。これらのスタイルは最大の前方後円墳を擁した大阪府の百舌鳥・古市古墳群の中で整備されたものである。渋野丸山古墳は、丘陵の先端という地形的な制約から周濠の一部と北側造出を省略するが、このような中期の大形前方後円墳のあり方に基本的に則っている。もう少し視野を広げると、同様の特徴を備えた中期の大形古墳は西部瀬戸内から九州にまで広がり、山口県白鳥古墳(120m)、福岡県御所山古墳(118m)や宮崎県女狭穂塚古墳(180m)なども加えることができる。

このような中期の大型前方後円墳の様相は、阿讃地域で古墳時代前期に造られてきた積石塚などの地域的色彩豊かな前方後円墳とは対照的である。これは前方後円墳の築造数の著しい減少とともに古墳時代中期の重要な特徴であり、前期と中期の間で前方後円墳の性格が、地域内において、ま

た地域間の関係において大きく変質したことを意味する。

こうした意味で渋野丸山古墳は、古墳時代中期における阿波地域の特質、特に地域的秩序と畿内との関係の変容を象徴的に物語る遺跡として歴史的に重要である。渋野丸山古墳の保存整備に向けた調査の推進とともに、渋野丸山古墳に先行すると考えられるマンジョ塚2号墳をはじめとする周辺の古墳群の実態を解明することで、古墳時代前期から中期への社会変化の具体相をより豊かに復元することが期待できる。そして、調査成果に基づき整備を進めることによって、その大きさや存在感を際立たせ、古墳やその立地の歴史的意義をさらに明確にするだけでなく、周辺とあわせた一体的な活用の可能性も見出すことができる。



写真2 渋野丸山古墳遠景

第3章 整備基本計画

1 整備の基本方針

(1) 保存管理計画で提示した保存・整備の基本構想

保存管理計画では、保存整備の前提として墳丘およびその周辺施設の規模と構造を調査によって詳細に把握することを挙げた。これらの情報をもとに確実な保存整備のための指定地の公有化を進め、全体的な保存に向けて長期的に追加指定を目指すとしている。また、関連する他古墳の内容を精査し、渋野丸山古墳の理解をいっそう深め、その成果を組み込んで活用の充実をはかるとした。

このように、現在の古墳の構成要素を確実に把握したうえで、整備による保存活用と価値の顕在化を行うことを主な基本方針として挙げている。これらを軸に、地域のシンボルとして親しまれ、幅広い世代の学習・地域交流の核として本史跡を活用する。

(2) 基本方針

①保存整備の目的

前章までで述べたように、渋野丸山古墳は古墳時代中期前半に築かれた大形前方後円墳で、墳丘長は105mと、この時期に限れば対岸を含む紀伊水道両岸地帯で最大規模の前方後円墳である。発達した前方部をもつ墳丘には造出、盾形周濠を備え、葺石や埴輪列、段築といった外表装飾施設が充実し、古市・百舌鳥古墳群等の古墳時代中期の巨大前方後円墳とその構成要素の多くを共有している。本古墳をはじめとする大形前方後円墳が、畿内地域に限らず中四国・九州から関東にかけて日本列島の諸地域に分布することは、古墳時代中期の社会的特質を如実に物語るものである。したがって、これら典型的な古墳時代中期の大形前方後円墳を特徴づける墳丘形態や質感、墳丘の外表施設、さらにそれを囲む盾形の周濠までを含めた古墳全体を適切に保全した上で、これらを現地で間近に観察し、当時の社会的特質の一端に触れる機会を提供する。そして、周辺と一体的な活用を進めることで市民に親しまれ、地域活性化の一助となることを目的としたい。

②古墳の現況

農地及び宅地としての長年の土地利用の結果、現存墳丘は一部が削平、改変されているだけでなく、一段目および周濠の大部分が地中に埋没している。また、竹木の繁茂に加え、ブロック塀や石垣、溜池、畔などの後世の二次的付加物は、古墳の形状や規模を理解するうえで大きな妨げとなる。さらに、二次的な改変によって生じた墳丘の崖化は更なる損壊を促し、繁茂した竹木の根も葺石等の外表施設のき損を助長する恐れがある一方で、竹木や果樹、畑など墳丘およびその周囲の景観はこの地域特有の農村風景に溶け込んでおり、長年親しまれた景観でもある。



①墳丘北側の竹林



②墳丘の樹木



③石垣



④溜め池



⑤畔道



⑥コンクリート舗装

写真3 古墳の現況写真

基本方針

墳丘の保全とそれを前提とした活用のため、先に述べた二次的改変等の産物は早急に除去する必要があるが、同時に長年親しまれてきた景観や住民生活との調和にも配慮する必要がある。こうした点を踏まえて、以下の通り基本方針を定める。

- a) 墳丘の劣化を促す要因（墳丘の竹木と崖化）を除去する。
- b) 墳丘や周濠などの特徴的な形状と古墳の規模の理解を妨げる要因を取り除く。ブロック塀、石垣、溜池などの二次的付加物は基本的に除去し、墳丘周辺の竹木は古墳観察の妨げにならないよう除去、山際については繁茂を抑制する。
- c) 削平された後円部の盛土を復元するほか、前方部や埋没した墳裾、造出、周濠、地表面の不要な畔や里道の整地を行った上で平面表示を行い、将来追加指定等の条件が整った段階で改めて全体の立体的な復元や埋没部分の復旧を検討する。
- d) 将来、前方部北側などの未指定部分の追加指定及び用地取得が完了するまでの間は、墳丘の崩落など劣化を防止する措置を優先する。
- e) 進入路、回遊路、階段などを整備し、訪れた人が古墳を歩き、間近で観察できるようにする。
- f) これまでの調査成果を反映させた説明板や標識等を古墳見学のコース設定にあわせて十分に設置し、訪れた人が古墳に対する理解を深められるようにする。

2 保存整備・活用に向けた調査計画

(1) 適切な植生管理に向けた植生現況調査

墳丘上の樹木や竹の成長及び枯死は遺構に悪影響を及ぼす可能性がある一方で、その根や地被類が風雨や経年による墳丘盛土の流出や崩落を防止する役割も担っている。このため、墳丘の保護方法について検討するとともに、樹木や竹の整理・管理方針を定めるためにも、土地公有化完了後1年以内には史跡内の植生や樹勢を把握するため専門家による調査を行う。これにより現状植生が遺構保全に与える影響を確認し、発掘調査で得られた遺構深度等の情報を踏まえて、具体的な樹木の整理方針を決定する。

(2) 整備・修景のための墳丘および関連施設の追加調査

徳島市では平成11～17年度にかけて国史跡指定に向けて洪野丸山古墳の範囲確認調査を行い、古墳の基本情報を明らかにしてきた。しかし、墳丘の修復などの保全と整備の方針を具体的に定め、公開活用手法を検討するための情報は必ずしも十分ではない。このため平成25年度から、段築、造出、周濠など墳丘本体と付帯施設の形状と構造およびそれらの残存状況を詳細に把握するための調査を進めている。今後は土地の公有化を進めながら、引き続き整備工事や保存活用のための情報が不足している部分について順次発掘調査を行う。特に、墳丘の平面表示や盛土復元を行う上でその範囲が明らかでない前方部西側および後円部～くびれ部南側について、今後3か年で以下の調査を行うこととする。

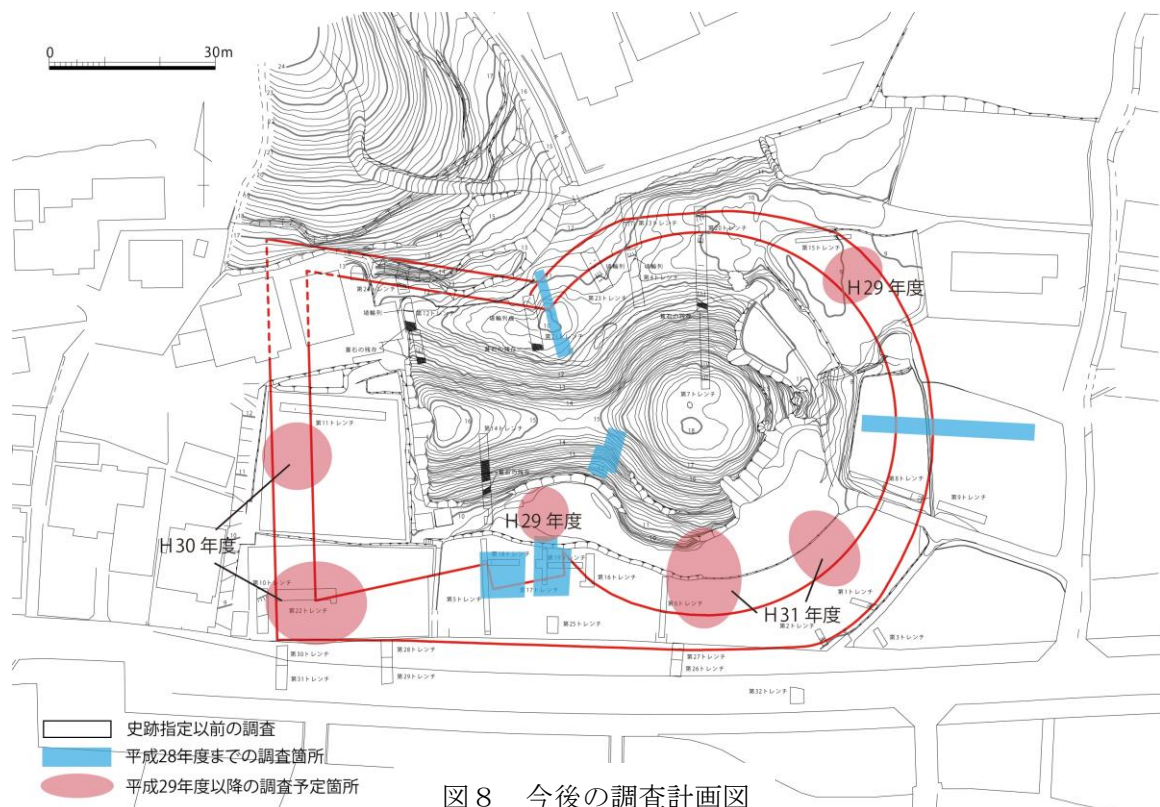


図8 今後の調査計画図

①前方部

当面の遺構平面表示のための基本情報を得るため、前方部一段目の南側コーナー部や西端を確定し、さらに削平された前方部復元の可能性を検討するため、残存状況を確認するための発掘調査を行う。

②後円部

当面の遺構平面表示の基本情報を得るために後円部墳裾を確定し、さらに墳丘き損部の養生と盛土復元のため現在情報の乏しい墳丘第二段の形状と構造を把握する発掘調査を行う。

③くびれ部

盛土復元を行うために、くびれ部南側の果樹畑造成による後世の盛土と二段目墳丘の境を明らかにするための発掘調査を行う。

(3) 整備工事に伴う墳丘築成状況確認調査

崖化した墳丘き損部分の養生と復元にあたっては、現状に合わせた盛り付け土の安定度確認や盛り付け復元箇所ので表面養生の手法など、広義の土木工学的な調査検討を進める必要がある。崖化部分はこのまま放置することはできないが、一方で土壌の強度や墳丘構築の技術水準など古墳築造過程の理解に直結する貴重な情報を得ることができる箇所でもある。崖化部分の精査・観察は必要な調査といえるが、墳丘劣化を促進する恐れもあるため、養生・復元工事にあわせて、詳細観察および記録作成などの考古学的調査を適宜実施する。

(4) 社会的調査

整備までの間にはアンケートや住民参加型のワークショップを実施し、参加者の意向を史跡の公開活用および管理運営に活かす。整備中や整備後も活用事業のなかで必ずアンケートを実施し、問題点の早期発見につとめるほか、今後どのような活用事業が必要とされているのか、また古墳においてどのような活動を行いたいかなどの具体的な意向を調査し、今後の各種事業実施の参考とする。

3 墳丘の保存・復元に関する計画

(1) 現状および保存・復元に関する方針

渋野丸山古墳の遺構は、比較的残存状況が良い部分と後世に大きな削平や改変を受けた部分に分類できる。特に過去に家屋があった後円部東側2ヶ所と、家屋と農業用ハウスのある前方部西側については大きく削平を受けているほか、南側二段目墳丘は果樹園として造成され、大きく改変されている。また、墳丘南側は造出を含む墳丘第一段と周濠のほとんどが地下に埋没している状態であ

る。墳丘北側では墳丘第一段と周濠の大部分が埋没し、竹林化しているが、南側に比べて遺構の残存状況は良い。葺石や埴輪列については流出や後世の土地利用によってその多くが失われ、一部しか残存していない状況がこれまでの調査成果から明らかになってきた。今後長期にわたって古墳を保全するため、第一の目標として古墳の劣化防止、崖面の処置、樹木等による遺構の破壊防止、さらに第二の目標として古墳の形状を適切に守るために、付加的構造物（ブロック塀、石垣、コンクリート舗装等）の除去が挙げられる。それぞれの状況にあわせて本来の遺構が損なわれないように保全を行った上で整備を行う。

渋野丸山古墳の総合的な理解を深めるためには、造られた当時の状況に復元することは本来最も有意義であるが、現状では史跡指定範囲の制約等もあり、ただちに全体の復元は困難である。このため、樹木を整理して遺構を保存し、損壊防止のための養生措置を兼ねて、調査成果に基づき削平された後円部墳丘の復元をはかり、埋没部分については平面的に表示を行う。今後、長期的には指定範囲全域の拡大をめざし、遺構の保全をはかるとともに、今後の調査成果を加味して将来的にはさらに復元整備の充実をはかる。



図9 渋野丸山古墳の墳丘残存状況

(2) 整備手法の整理

渋野丸山古墳を特徴づける構成要素を適切に保全し、その理解を深めるために、崖などの墳丘の劣化要因や竹木、後世の付加的構造物の除去、盛土復元や平面表示を行うことなどを基本方針として挙げている。これらの基本方針に照らし合わせ、指定地をゾーニングし、それぞれに最もふさわしい手法を採用することでその目的に達したい。ただし、将来的な追加指定と公有化の進捗状況や隣接地の土地利用を踏まえ、段階的に整備を進める必要がある。整備手法については下記の表のよ

表2 目的別の整備手法

目的		整備手法	備考
遺構保全	①	補強土の被覆や植生マット、メッシュ等による墳丘部分の現況地表の維持	—
	②	墳丘の劣化(盛土等の流出など)防止のため盛土による墳丘き損箇所(削平・土取りによる崖化部分)の復元	宅地・隣接地の土地利用に配慮して施工
活用(見学)環境の向上及び遺構保全	③	竹木の伐採や下草の除去などの植生管理	盛土流出などの墳丘き損を誘発しないように事前に植生調査を実施し、管理内容を選定
	④	遺構保全に配慮した見学路と説明表示の設置	—
活用(見学)環境の向上	⑤	古墳の形状理解を妨げる二次的工作物(耕作境界石積みなど)の撤去	墳丘き損を誘発しないように手法①②と併用
	⑥	墳丘面等の遺構保全に配慮し、葺石・埴輪など墳丘外表施設のレプリカ等設置	—
	⑦	墳裾や周濠外肩などの埋没遺構位置の平面表示	③の植生管理、④と併用

うに区分する。それぞれ、遺構の保全、活用環境の向上、そしてその両者という目的別に整備手法を分類し、墳丘各所の現状や遺構残存状況に応じて具体的方法を検討する。

(3) 竹木の整理による修景の方針

現状では墳丘上の成長した樹木や墳丘北側に密集して生えた竹が古墳の景観を大きく阻害しており、本来の墳丘の形がわかりにくくなっている。二次林化した墳丘北側には竹木が密集するが、日光・栄養不足状態で樹勢は良くない。南側について以前植えられた梅や栗などの果樹が残されているほか、後円部から前方部上にかけては雑木がまばらに生えており、すでに大きく成長した樹木も多い。これらの樹木を現状のまま放置することは古墳の損壊につながるため、史跡内を a~d の4つの区域にゾーニングしたうえで、樹木の整理・管理を行う。このゾーニングは主に遺構保全・活用・景観保護の3点から見て分類したもので、その区分け案は上の図に示している。ただし、それぞれの境界や整理手法に関しては調査成果に応じて適宜見直しを図る。また、植生調査の結果、枯損木や危険樹木と判断されたものはゾーニングに関わらず整備時にすべて伐採することとする。

①区域 a

周濠北側にあたる平坦面～傾斜地で、背後に控えた山と一部は一体化している。現在は全体的に竹が密集しており、日当たりも悪いため下草は少ない。整備方針としては、周辺景観との調和や竹を使った活用などの可能性を考え、竹を間引き、維持管理しやすい状態にした上で公有化完了予定の平成30年度以降、本数を減らしていくこととする。また、園路を整備し、墳丘を周遊できるようにする。また竹が墳丘側に進出しないよう適宜バンブーバリア等を設置する。雑木は、基本的には伐採を行うが、幹の直径が1mを超える樹木のうち、樹勢を調査した上で十分管理できると判断されたものについては、景観を配慮した上で残すことも検討する。枯死や倒木の可能性があるものや根の成長により遺構への影響が危惧されるもの、整備に支障があるものはすべて伐採する。

②区域 b

周濠および墳丘第1段より上にあたる部分で、北側は比較的よく残っているが墳丘の西側と東側、南側の一部は削平されて崖化している。調査成果から、北側では遺構が地下 20~200 cm下に埋没しているものの比較的良く残存していることがわかっている。現在、一部に果樹が植えられ畑地化しているほか、雑木や竹がまばらに生え、一面に雑草が生えている。墳丘斜面に関しては表土から遺構面までは浅く、竹木が遺構を痛める可能性が高いため保全を優先し、基本的に伐採を行う。特に竹は区域 a と同様に公有化完了後から徐々に間引きはじめ、最終的にはすべての竹を伐採する。また、幹の直径が 1 mを超える樹木のうち、樹勢を調査した上で十分管理できると判断されたものについては、区域 a と同様に景観を配慮した上で残すことも検討する。枯死や倒木の可能性があるものや根の成長により遺構への影響が危惧されるもの、整備に支障があるものはすべて伐採する。

③区域 c

古墳の周濠とその外側にあたる部分で、これまで畑地として利用されていた平坦地である。指定当初は事業用の槇や果樹などが植えられていたが、耕作土が厚く抜根による影響がないと考えられるため、公有化された土地に関してはすでに伐採が終了している。また、今後公有化を行う部分についても公有化時に果樹はすべて伐採する予定である。

④区域 d

市道の北側にあたり、市道拡幅時の発掘調査によって周濠の南端が確認され、歩道を広くすることで保護措置を行った部分である。現在歩道の植栽帯には街路樹の代わりに花が植えられている。

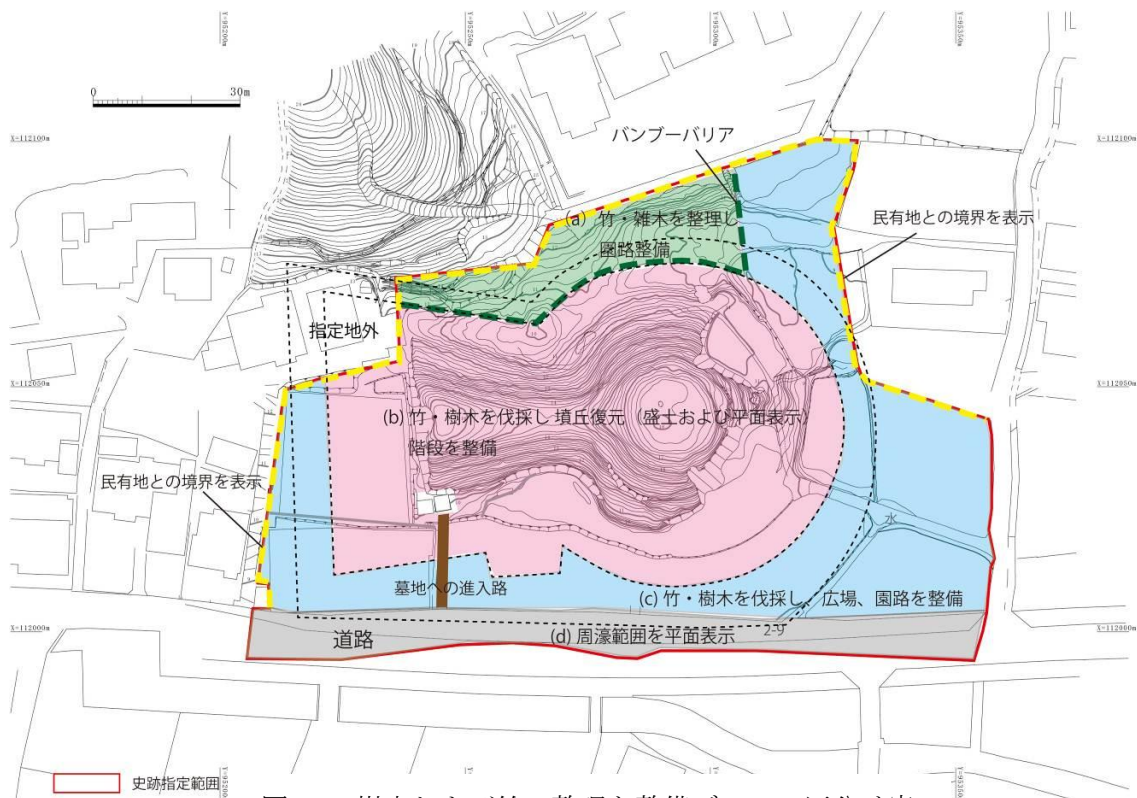


図 10 樹木および竹の整理と整備ゾーンの区分け案

(4) 遺構の保存

①削平部分の保全

墳丘には後世の農業利用や宅地、土取り等による削平、改変を受けている部分も多い。経年による盛土の流出も著しく、整備時には十分な保護層を確保した上で土嚢、ネット、適切な植栽などを活用し、崩落防止と遺構保護に努める。特に後円部2か所および前方部先端は過去に大きく削平され、墳丘が崖状になっており崩落が懸念される。これ以上の崩落を防ぐためにも整備事業のなかで重点的に崖面の養生や盛土を行う必要がある。

②遺構の地中保存

一段目墳丘や周濠、造出などは現在の地表面から2m以上下に埋没しており、排水や安全性を考慮すると全体復元は困難である。地下水の影響や強度などを事前に調査した上で地中保存し、墳丘の範囲を平面表示することとする。部分的な復元は今後の調査成果に基づき改めて検討する。

また、現状の墳丘斜面についても今後崩落や流出の可能性があるため、地盤・植生調査等を行ったうえで、補強土の吹き付けや植生マット等による保護を行い、安定をはかる。

(5) 改変された部分の復旧

①削平された墳丘盛土の復旧

後円部西側の二箇所および前方部は後世の宅地造成等や土取りによって大きく削平されているほか、前方部南側二段目も果樹用の畑としてテラス状に改変されている。削平された後円部については、これ以上の損壊を防ぐためにも本来の墳丘を復元する。盛土は、調査の成果を踏まえ、できるだけ伝統的工法を用いて行う。テラス状に改変された前方部南東二段目については、後世の改変部分の除去によって当初の盛土の復旧を行う。

②付加的工作物の除去

後円部東側の石積みの溜め池は史跡内に不要であるため、整備工事時に埋め戻しを行う。前方部南側の石垣、後円部南東の民家跡のブロック塀や石垣などの付加的工作物も、古墳の景観上ふさわしくないと考えられるため遺構に影響がない範囲で取り除く。その他、農業用設備、江戸時代の墓などは用地取得時に撤去し旧状に戻す。前方部南側の現代墓地の区画については、分筆し当面の間現地に残す予定である。

(6) 復元整備

古墳の墳丘第一段および周濠、造出、葺石、埴輪列などは現在地中に埋没している。大きく削平された後円部の2か所は、調査成果に基づき、二段目より上の盛土の復元を行う。一方、前方部は北西部が指定地外であり現状での全体復元は困難であるため、平面的な表示を行うこととするが、

今後の発掘調査で、十分な復元の根拠が得られた場合、周辺環境や地域住民に配慮しながら復元整備を検討する。また第一段の墳裾および造出についても、遺構の保存や景観に十分配慮しつつ、調査の成果に基づき平面表示を行う。周濠は埋没した部分を掘り直すことで復元することもできるが、周濠底が現在の畑面より約2m低くなり排水や安全の面からも管理が困難である。このため、説明板を設置するほか、周濠に沿って園路を整備することで平面的に周濠の規模がわかるようにする。

葺石や埴輪列などの遺構は、これまでの調査範囲内では残存状況が悪く全体復元は難しいが、今後進める調査成果によっては部分的な復元も検討する。また、部分復元する場合は葺石や埴輪などは整備後の活用事業のなかで製作設置することを想定し、そのための場所も確保する。

このように、復元についてはこれまでの調査や今後の調査成果のデータに基づき、景観や遺構の保全に十分配慮しながら後円部の盛土復元と、一段目や造出、周濠などの埋没遺構、その他削平部分の平面表示を中心に行う。また今後の調査成果によっては、基本計画における復元案の一部を見直すことも考えられる。

4 管理・便益施設および園路に関する計画

古墳を安全に見学し、理解を深めるためには古墳本体の復元整備だけでなく、便益施設や園路、駐車場など周辺整備を行うことによって古墳の利便性や安全性を高めることが重要である。また、古墳に対する理解を深めるための説明やパンフレット、そして今後古墳を維持管理していくための施設整備も事業のなかで行う必要がある。これらをその目的ごと分類し、内容や課題点を検討する。

(1) 利便性・安全性向上のための整備

① 進入路・回遊路

現在、渋野丸山古墳の墳丘への進入路については、畦道を除くと東側から後円部説明板付近まで通じる東西方向の通路と墓地へ入る南北方向の細い通路のみであり、いずれもセメントで舗装されている。整備の際には現状を活かして南東側に進入路を整備し、広場および古墳内の回遊路へつなげる。墳丘に安全に上がるための階段、古墳内を散策するための回遊路についても遺構や周辺景観への影響を踏まえて適切な場所に設置する。古墳の外周については周濠に沿ってゆるやかなスロープ状の回遊路を整備し、バリアフリー化を目指す。また、市道側から古墳西側の墓地へ延びる進入路も新しく整備し直す必要がある。これらの進入路・回遊路および階段には周辺の自然豊かな景観にあわせた色調や素材を使用することとする。これらの進入路・回遊路の整備の際には現在各所に残る畔などの不要な凹凸を整地し、広場と一体的に活用できる利便性の良いものとする。

② 便益施設

見学者の利便性を向上させる便益施設として広場、あずまや、ベンチ、トイレ等が挙げられる。広場については説明板などの設置場所や団体見学時の拠点のほか活用事業など多目的に活用できると想定される。墳丘や周濠などの遺構の外にあたり、最も広いスペースのとれる現在の後円部東側に、不要な凹凸を整地した上に芝生等を貼って広場を整備する。トイレについては、現在渋野公

民館に屋外トイレがすでに設置されているため、管理上の点から古墳には設置しない。あずまや、ベンチは見学の際の休息施設、憩いの場として活用できるため、広場内に設置することとする。

③駐車場

渋野町への公共機関によるアクセスは路線バスのみであるため、古墳へは車で訪れる見学者の割合が最も多いと考えられる。現在渋野公民館および渋野保育所前の駐車場はいずれも徳島市教育委員会の管理用地であり、比較的広く30台近くの車両が駐車できるほか、バスの回転も可能である。また、八幡神社西側にも町内会が管理する駐車場があり使用できる。しかし、いずれの駐車場も標識がなく、見学者にはわかりづらくなっている。本来ならば古墳に隣接した駐車場の設置



写真4 渋野公民館の駐車場

が理想的だが、現状では史跡外用地の取得は困難である。整備にあたっては公民館など周辺の駐車可能な場所を案内板等で見学者に明示することによって対応する。

④境界・柵・警告標識等

現在、史跡指定地と指定地外の境界には、境界石や石垣等がある部分とない部分が混在している。整備時にはこれらの境界を明示した上で、墓地や隣接する民有地に誤って立ち入ることを防止する柵や標識を、景観を損ねないように各境界に設置する。また、事故防止のための注意喚起や禁止行為などを記載した標識も必要な箇所に設ける。

⑤道路標識、誘導標識

現在、県道や市道など公共道路に標識は設置されていないため、整備事業のなかで道路の分岐点や、渋野丸山古墳南側市道に古墳の位置を示す標識を設置する。また、車での来訪者も多いと考えられるため、公民館周辺には古墳までの距離や、駐車場、トイレの位置を示す標識を設置する。また、駐車場から古墳へは市道を横断するため、横断歩道の設置も検討する必要がある。史跡内には見学順路などの方向を示す誘導標識を設置する。

(2) 古墳への理解を深めるための整備

①案内板・説明板等

現在八幡神社前に渋野の古墳案内図、渋野丸山古墳の東側に史跡の概要を示す説明板が設置されているが、設置された時期や施主が異なることもあり、周辺の古墳群に設置されているものも含め全体の統一感はない。

整備の際には後円部東側の広場に史跡を示す石柱と古墳の概要を表す総合説明板を設置するほか、公民館方面から訪れる人が多いことも想定し、前方部側にも同様の説明板を設置する。また、造出、周濠、主体部、埴輪列の位置など個別構造の説明を各所に設ける。説明板の内容については

発掘調査や最新の研究成果を踏まえて、古墳の特徴や構造が見学者に理解、学習しやすいように工夫し、形態、色調は、見学の利便性と景観保持の両面を考慮し、落ち着いた色を採用するなど全体に統一感のあるものとする。特に後円部東側の広場には全体説明板に加え、パンフレットボックス等を設置し、学習の導入スペースとする。また、古墳の全景を見渡しやすい造出南側付近には古墳の復元模型を設置し、見学者が渋野丸山古墳の形を一目で理解できるようにする。



①史跡説明版（古墳内）



②渋野の古墳案内図（八幡神社前）

写真5 案内板・説明版

②啓発冊子の作成

徳島市では現在周辺の散策マップを兼ねた渋野丸山古墳のパンフレットを作成し、古墳や周辺施設に設置している。今後、発掘調査時には一般向けの発掘調査の成果資料などを作成するほか、整備中も進捗状況に関する広報を定期的に行う。また、整備完了後は新しい情報を加えた改訂版パンフレットや子供向けパンフレットなどを作成し、現地や関連施設に設置する。

③ガイダンス施設

渋野丸山古墳からはこれまでの調査で多くの埴輪や土器が出土している。発掘調査により資料は今後さらに増加する見込みであるが、現在埴輪の一部は徳島市立考古資料館に常設展示しているのみで、ほとんどは収蔵庫に所蔵されている。これらの遺物は、渋野丸山古墳を理解する上で欠かせないものである。これらを見学しながら古墳について学べる情報ガイダンス施設は本来古墳に隣接した形であることが望ましいが、渋野丸山古墳においては、駐車場やバス停が至近距離にあり、すでにこれまでも講座の開催や古墳資料の設置など、拠点的な施設であった公民館をガイダンスとして活用したい。現在公民館には渋野丸山古墳の手作りの模型や過去の現地説明会や講演会資料などを揃えたコーナーがあるが、開館時しか利用することができないため、これを補完できるような体制を目指す。また、徳島市立考古資料館での渋野丸山古墳関連展示の充実や、県立博物館等との連携によって関連遺物を見学し、渋野丸山古墳について学べる場所を増やす。

また、周濠や埋葬施設の周辺、葺石など、現状では復元が難しい箇所や、部分復元しか行わない箇所については発掘調査の成果や全体の復元イメージなどをスマートフォンやタブレットに対応した視覚ツールなどの活用を検討する。

(3) 維持管理のための設備

①倉庫

草刈りや清掃など、日常的な古墳の維持管理に必要な用具を収納する倉庫を広場内に設置する。形状や色調は周辺景観に配慮したシンプルなものを採用する。

②水道栓、排水設備、電気設備

清掃や植栽の水やりなど維持管理に使用するための水道栓を設置する。水道栓については平面緑化した部分を十分補えるように史跡内数か所に設置する。設計時に雨水排水についての調査を行った上で、遺構に影響がないように排水溝や集水桝等の排水設備を整備する。特に周囲より一段低い南側周濠部分や、夏の大雨時に山からの水が多く溜まる墳丘北側、調査時にも大量の湧水があった後円部東側周濠付近については特に重点的に排水溝などの設備を設置する。

また、照明や防犯装置などを含む史跡の維持管理に必要な電力を供給するために、史跡内に電気設備を整備する。

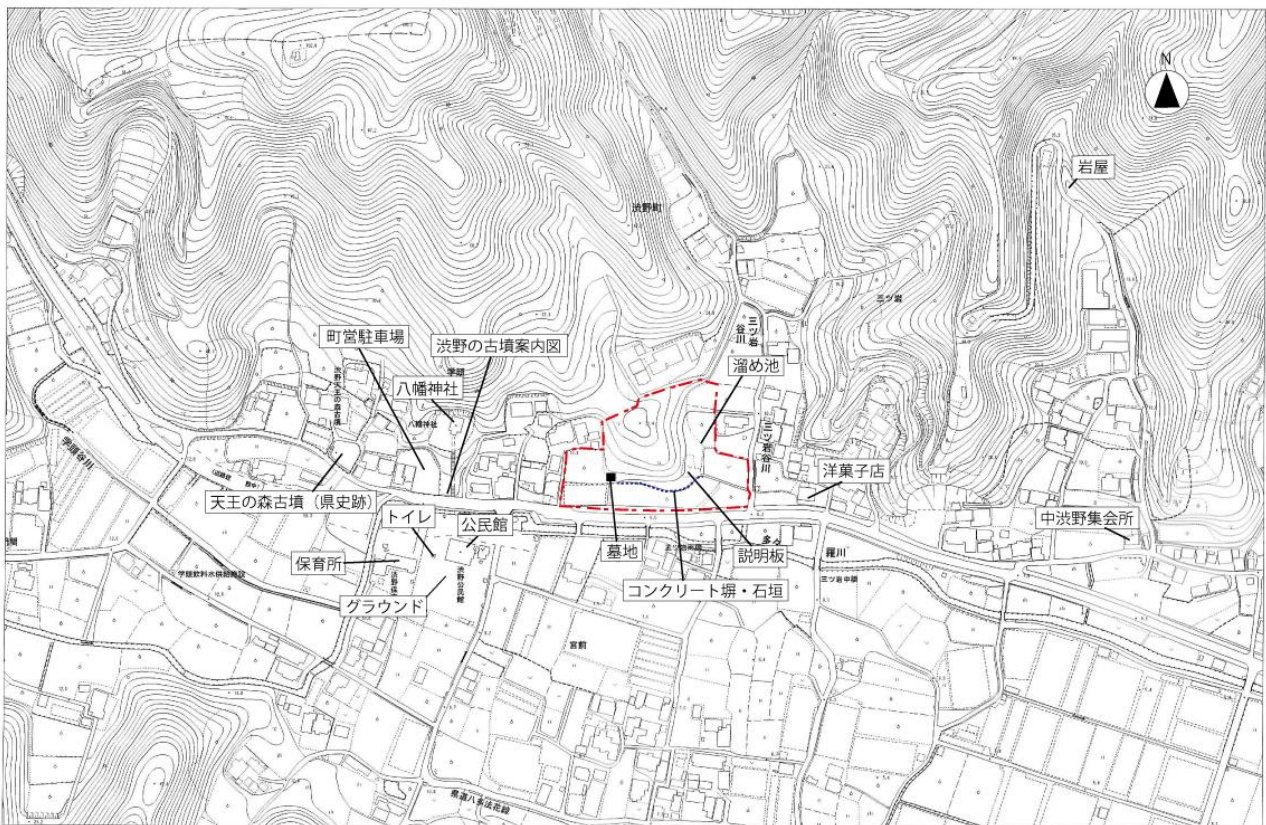


図 11 渋野丸山古墳周辺要素配置図



図 12 伊勢丸山古墳整備イメージ図①



図 12 伊勢丸山古墳整備イメージ図②

第4章 史跡の維持管理および運営計画

整備後の古墳の管理内容としては、史跡および関連する施設の保守管理、環境整備、植栽管理等の維持管理業務のほか、各種届出等の事務処理、財産管理、公開活用に関する運営業務などがある。これらの維持管理および運営については、管理団体である徳島市が地域住民や市民団体と協働で適切な体制を整備していく必要がある。

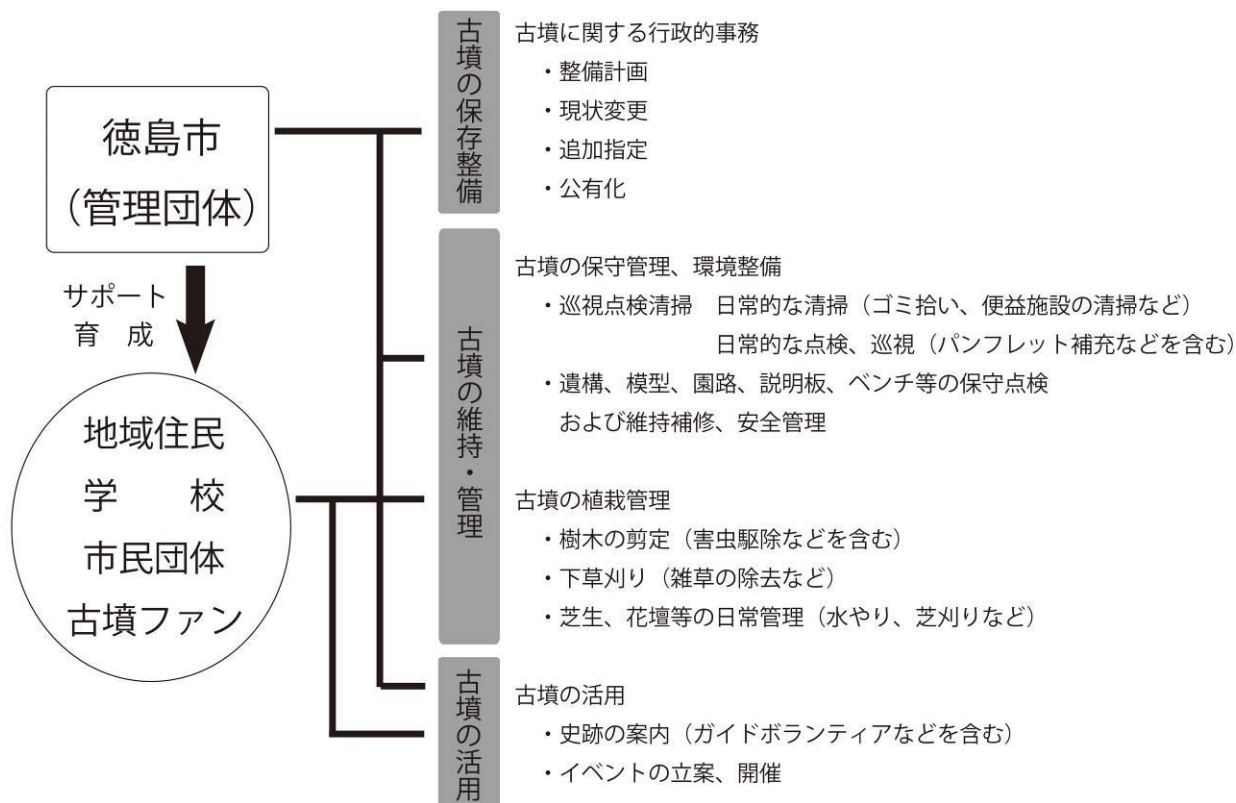


図 13 古墳の管理体制の概念図

1 維持管理の方針と体制整備

(1) 維持管理の現状

維持管理のうち、古墳の環境整備については、市の委託事業によって町内会内の組織である渋野町文化財保勝会が年2回程度、墳丘の草刈りや清掃等を行っている。しかし、墳丘の下草刈りが中心で、指定地が広大であることや、私有地が含まれていることから、北側の竹林部分や新たに公有化された部分については手が及ばない状況である。また、巡視については市職員や県の文化財巡視員（文化財パトロール）等によって年に数回、定期的に行われているが、私有地が含まれていることから、点検が及んでいない部分もある。土地公有化完了後は行政と地域が連携して管理体制を整

えていく必要がある。

(2) 体制の整備

整備後の古墳の維持管理および運営は基本的に管理団体である徳島市（行政）が主体となっていくが、清掃や見回り、下草や芝生、花壇等の日常管理など、維持管理業務の一部については地元団体に委託することを検討する。維持管理業務はその内容によって行政によるものと地元団体等に委託するものに分類し、現在行われている地区保勝会による環境整備業務の委託については継続する予定である。今後は地区保勝会会員（町内会組織）に限らず、地域ぐるみで古墳の環境整備に取り組めるような工夫や、地域を限らないサポーター登録制度などの検討が必要である。

また、活用事業についても行政と市民が協働で行えるように、古墳のボランティアガイド養成や古墳を使ったイベントの定期的な開催し、広報を行うことによって古墳への関心を高める。将来的には市民団体による運営で、自主的に維持管理や活用事業が継続できるような体制を目指す。

これらを実現するためには、活用事業をはじめとする行政によるきっかけづくりと継続的なサポートが重要である。将来的には地域の人口減や高齢少子化などの諸問題により、管理・活用両面において行政主体の割合が増えてくる可能性も高いと考えられるが、行政は市民団体の育成支援やそのコーディネートを行い、意見交換の場を設けるなどのサポートを継続的に続けていくことが必要である。

2 き損および現状変更に対する方針

徳島市は史跡の管理団体として文化財保護法第 119 条第 1 項に基づいて、史跡の現状および管理の状況を的確に把握し、適切な維持管理および復旧を行う必要がある。き損や現状変更などについては「史跡渋野丸山古墳保存管理計画」の内容に基づき対応する。

保存管理計画内では、発掘調査や古墳の保存活用を目的とする工作物の設置等、古墳の価値顕在化のための現状変更以外は原則的に認めていないが、古墳の通常管理など維持の措置および非常災害のために必要な応急処置、保存への影響が軽微なものについては、現状変更許可申請を要しないとしている。維持の措置の範囲については、史跡がき損した場合に史跡の価値に影響を及ぼすことなく指定当時の現状に復するときや、き損拡大を防止するための応急措置、復旧が明らかに困難である緊急時の当該部分の除去等に限るとある。

第5章 活用計画

1 活用の目的

渋野丸山古墳のような大形前方後円墳が、畿内に限らず四国を含む日本列島の諸地域に同時期に分布することは、百舌鳥・古市古墳群の造営に代表される古墳時代中期の社会的特質を物語っている。このような古墳時代中期の典型的な大形前方後円墳として重要な渋野丸山古墳を適切に保全し、次世代に継承していくには、まず古墳に足を運んでもらい、その存在や価値を知ってもらうことが必要である。今後、保存管理計画にも挙げた以下の目的を軸に活用事業を推進する。

世代を超えた学習・交流の場づくり

- ・子どもが古墳に訪れ、埴輪に触れることで教科書だけでは得られない歴史の追体験をする。
- ・現地で古墳の大きさや構造を体感し、周辺を歩いてその歴史環境を学ぶ。
- ・幅広い世代が古墳に訪れることで地域の交流の場を創出する。

古墳の総合的な活用と地域活性化

- ・古墳を周辺の文化財や関連施設と一体的に活用し、総合的な理解を深めるなかで、地域への愛着や文化財を守り伝える意識を育てる
- ・定期的な活用事業の実施によって、渋野丸山古墳のサポーターやボランティアガイドなどの人材発掘と育成を行い、将来的に地域全体で古墳を守る体制をつくる。
- ・これまでの歴史学習の枠に縛られない、体力づくりや自然体験、農業体験など個性的な古墳の活用方法を模索し、幅広い層に古墳を知ってもらう。

2 活用計画

(1) 活用の手法

整備事業のなかでは公開講座やウォーキング、整備活用について考えるワークショップなどの市民参加事業などを開催する。また、発掘調査の現地説明会や整備現場の公開、発掘や整備事業の進捗状況がわかるフリーペーパーなどの作成などを積極的に行うほか、整備工事の内容によっては市民参加型の事業実施も検討する。整備後は講座やウォーキングなどの各種活用事業だけでなく、整備された古墳を活用した幅広い活用方法を模索する。活用事業については、次に挙げた①～④の取組みを年間各1件以上実施することを目標とする。

表3 これまでに実施された活用事業

種別	事業	実施年度	実施主体
現地説明会	渋野丸山古墳発掘調査現地説明会	平成17・25・28年度	徳島市
シンポジウム	渋野歴史シンポジウム	平成23年度	徳島市
ウォーキング	渋野丸山古墳と周辺の文化遺産をめぐるウォーキング	平成27年度	徳島市
パンフレット	渋野丸山古墳周辺散策マップ	平成25年度～	徳島市
企画展	徳島市の遺跡Ⅱ 渋野丸山古墳、企画展記念講演	平成27年度	考古資料館
体験教室	夏休み親子考古学教室(段ボールで古墳を作ろう)	平成23年度	徳島市
	段ボールで渋野丸山古墳の模型を作ろう	平成25年度～	中央公民館
出前講座	段ボールで渋野丸山古墳の模型を作ろう	平成25年度	渋野小学校
校外学習	まちづくり探検隊(校外学習)	平成27年度～	渋野小学校

①「聞いて」知る

古墳に関する各種講座やシンポジウムを開催する。これらの講座等は公民館、考古資料館および関連する公共施設を活用して実施するほか、学校での出前講座なども積極的にを行う。

②「見て」知る

徳島市立考古資料館をはじめとする市の関連公共施設や、県内各博物館、埋蔵文化財センターなどとの連携により、古墳や考古学を学べるような企画展示等の充実を図る。また、発掘調査時には一般向けの現地説明会や成果報告会を実施するほか、整備工事中にも定期的に一般公開を行う。また、整備や発掘調査の実施状況をわかりやすく説明したパンフレットやフリーペーパーなどを作成し、現地や関連施設に設置する。

③「歩いて」知る

渋野丸山古墳や関連する文化財、施設をめぐるウォーキングやバスツアーなどを実施する。

④「体験して」知る

埴輪づくりや古墳の模型づくりをはじめとする各種体験学習を実施するほか、整備工事中には市民参加型の事業も検討する。整備後は、自然豊かな立地を活かした農業・自然体験や体力づくりのウォーキングなど、古墳としての活用だけでなく、さまざまな体験の場や地域イベントの場としての活用をはかる。

(2) 情報発信の手法

公開活用事業や調査成果の情報発信は、パンフレットやチラシ、ポスターのほか徳島市ホームページ、公式 SNS、広報、市政だよりなどを活用するほか、新聞やタウン誌への掲載や関連施設への広報などによって一般に周知する。また、活用事業の参加者の登録制度などを設け、継続して古墳にかかわってくれる人材の発掘と養成を目指す。

(3) 地域および関連施設との連携手法

保存管理計画においては、周辺史跡や関連施設との連携やネットワーク形成による活用の可能性を指摘しており、本計画においても同様にこれらを重視し、活用の課題としたい。

①地域の自然・文化遺産

渋野丸山古墳の周辺には天王の森古墳、新宮塚古墳をはじめとする渋野古墳群やさまざまな伝承を持つ神社、石碑などが歩いて行ける場所に点在している。また、渋野町を含む多家良地区は、隣接する勝占地区とともに市内でも有数の自然、文化遺産の豊富な地区である。この地区は古くから勝浦川下流域の中心地として栄え、渋野丸山古墳周辺の古墳群をはじめとする勝浦川下流域の古墳や、丈六寺・如意輪寺などの寺院のほか、中津峰や五滝をはじめとする景勝地が残っている。これらをマップやウォーキングコースなどに組み込むことで、地域の自然・文化遺産の一体的な活用を目指す。

②公共施設

古墳に関連する講座などを地元公民館や考古資料館で開催する。また、県内各博物館、埋蔵文化財センターとの連携による展示や講座、体験事業を推進するほか、各種体験学習、企画展示等の充実を図り、施設の活用を促進する。

③関連資源の広域活用

渋野丸山古墳の近隣には古墳や神社などの地域の文化遺産だけでなく、徳島動植物園などの大型公共施設や徳島を代表する名刹丈六寺などが複数存在する。また、市内だけでなく市外・県外にも博物館、資料館など古墳の関連資源は多く存在する。保存管理計画にも示したように、これらをつなぐネットワークを設定し、関連資源をつないだ有機的な活用を推進する。また、関連する多様な文化遺産をグルーピングし、他市町村と連携しながら展示や遺跡めぐりを行うなど広域的な活用を目指す。

④学校教育

現在も渋野小学校および南部中学校が課外学習において渋野丸山古墳を訪れている。今後も学校と連携し、学習素材としての渋野丸山古墳の活用を推進し、地域を代表する古墳として渋野丸山古墳の認知度を高めることを目標とする。具体的には古墳を題材にした歴史学習のサポートや現地での課外学習なども実施する。また、近隣に徳島動植物園が立地することから学校遠足に取り入れることを推奨するほか、授業で古墳を学ぶ市内の小学校6年生が、課外授業として訪れることを提案する。また、県内各大学とは講座や調査など様々な形での連携を推進する。

第6章 事業計画と将来的な展望

1 事業計画

現在、渋野丸山古墳は整備に関する検討を進めながら土地公有化と発掘調査を行っている。平成26年度から開始した土地公有化事業は平成29年度の完了を目標としており、公有化完了部分から順に発掘調査を進めているほか、一部樹木の伐採・整理も行っている。整備に向けた発掘調査は平成25年度から行っているが、基本計画策定後も引き続き遺構の整備に必要な情報を得るための調査を行っていく。

基本計画に基づき、公有化や整備活用の情報を得るための発掘調査・植生調査などを行う平成31年度までを短期、調査成果を受け基本計画の見直し等を行ったうえで設計・整備工事を行う平成36年度までを中期、整備後、史跡の追加指定や周辺古墳の保存整備などの諸課題を含めた平成37年度以降を長期とする。

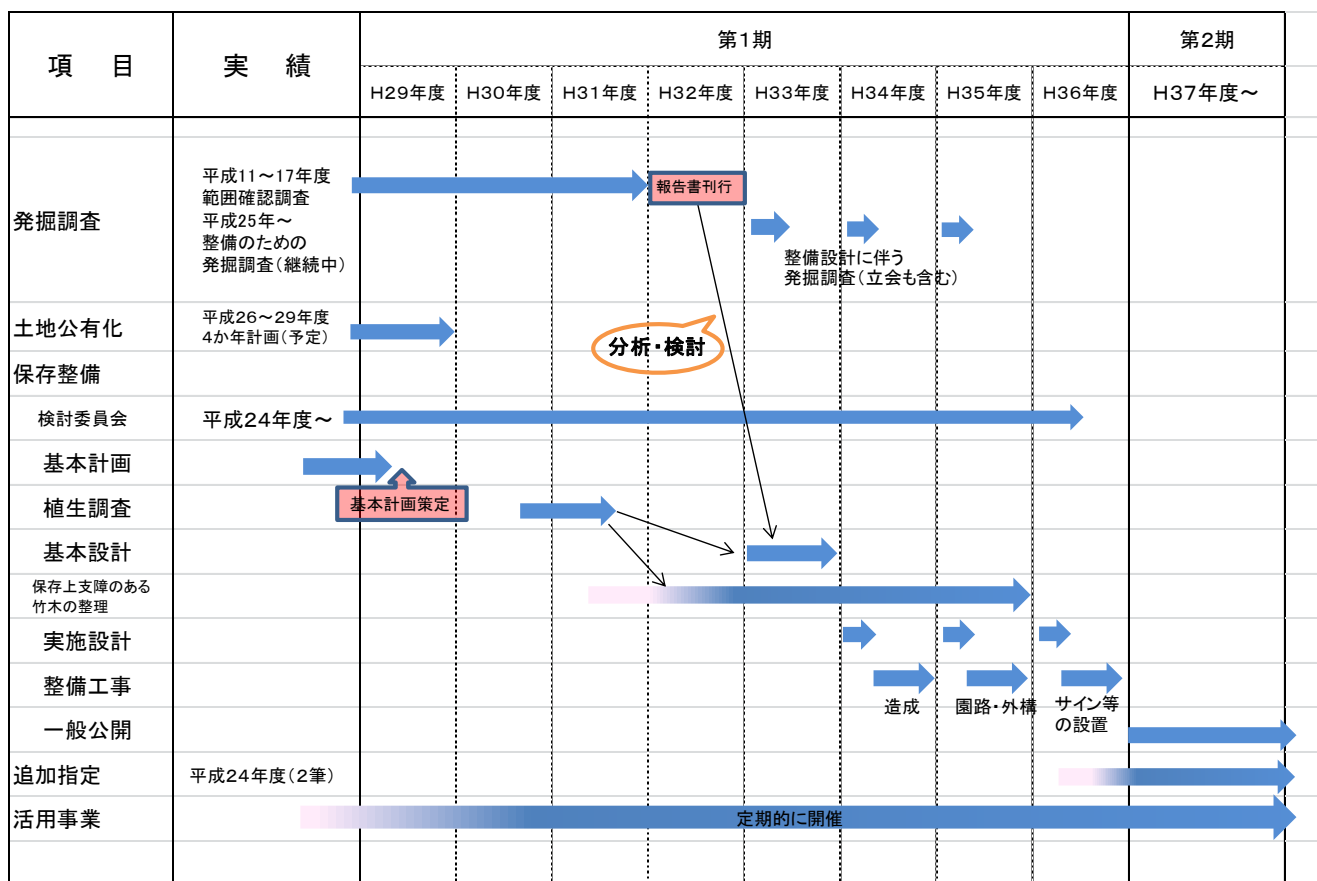


図14 今後のスケジュール

2 将来的な展望

(1) 古墳の追加指定と調査、整備

現在、史跡指定地に隣接し、古墳の遺構に含まれている可能性のある土地の一部が、農地や居宅として利用していることなどから条件が整わず未指定となっている。将来的に古墳の保存に重要な場所については、地権者の意志を尊重しつつ、同意が得られ次第追加指定を進めていく予定である。これらが完了した段階で、前方部の復元等を含む全体的な再整備という長期的な目標を立てることとする。加えて、整備後も古墳の全体像を明らかにするための継続的な調査研究を続ける。

(2) 古墳群単位での指定・保存活用

現在、渋野丸山古墳と関連する古墳はこれまで述べてきたようなものがあるが、このうち新宮塚古墳、天王の森古墳、マンジヨ塚古墳、花折塚古墳の4基は「渋野の古墳」として県史跡に指定されている。これらの中には実態が明らかでない古墳も含まれるため、これらの古墳群を再評価し、適切に保存、活用していくための条件を整えるためにも、今後古墳群の全容を明らかにする継続的な調査が必要である。この過程のなかで、群単位での国史跡指定の可能性についても検討し、将来的には渋野古墳群としての保存をはかる。

また、渋野古墳群の理解を深めるためにも、隣接する小松島市田浦町に所在する前山古墳、子安観音古墳なども含めた勝浦川下流域の古墳群の評価が今後の課題といえる。今後、自治体間の連携による調査研究や広域活用を目指す。